

1. 件 名：京都大学臨界実験装置(KUCA)の設置変更承認申請及び設計及び工事の計画の承認申請に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日 時：令和3年3月3日(水) 17時20分～18時00分
3. 場 所
 - (1) 原子力規制庁 10階南会議室
 - (2) 京都大学複合原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
 - (1) 原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
戸ヶ崎安全規制調整官、三好安全審査官、荒川安全審査官
 - (2) 京都大学複合原子力科学研究所
教授 他2名
5. 議事要旨
 - (1) 京都大学複合原子力科学研究所(以下「京都大学」という。)から、原子炉設置変更承認申請添付書類十の「運転時の異常な過渡変化」の解析のうち、「実験物の異常等による反応度の付加」の評価における想定誤り、京都大学においてとりまとめた再発防止へ向けた取り組み、及び今後作成される「品質マネジメント文書の変更申請に関する手順書」の内容について、資料1に基づき説明があった。
 - (2) 京都大学から、原子炉施設保安規定変更承認申請書において、軽水減速炉心における挿入管を炉心に反応度が加わらない場所に設置するとしていることに関して、保安規程の下部規定である保安指示書の変更内容について、資料1に基づき説明があった。主要内容は以下のとおり。
 - ・炉心操作は、「KUCA 炉心配置変更計画指令書(臨-様式-003)」に定めている。
 - ・臨界装置主任技術者の承認項目に、保安規定の核的・熱的制限値(別表第2)及び炉心配置その他の制限値(別表第2の2)を満足することの確認を追加する。
 - ・軽水減速架台において、検出器を挿入するための挿入管は、燃料板から水平方向に20cm以上離れた場所に設置することを追加する。
 - (3) 原子力規制庁は、上記(1)、(2)の説明に対して、了解した旨伝えた。
 - (4) 京都大学から、令和3年2月8日に申請された「京都大学複合原子力科学研究所の原子炉施設〔京都大学研究用原子炉(KUR)及び京都大学臨界実験装置(KUCA)〕の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請書」について、資料2に基づき説明があった。
 - (5) 原子力規制庁は、上記(4)の説明に対し、液体廃棄物分析用放射能測定器装置の設置場所、及び当該装置をKURとKUCAにおいて共用することについて事実確認を行い、京都大学から以下の回答があった。
 - ・液体廃棄物分析用放射能測定装置は、KURの装置として廃棄物処理棟の測定室に設置し、KUCAと共用する。

(6) 原子力規制庁は、京都大学からの(5)の回答について了解した旨伝えた。

6. 配付資料

京都大学からの配付資料

資料1 京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認申請、及び原子炉施設保安
規定変更承認申請について

資料2 全 α 放射能計測装置、全 β 放射能計測装置による測定について